

獨逸に於ける官吏俸給令第一四條(子供手當としての割増俸)の改正

一般多子家族に對する子供手當は、多子家族に對する Kinderbeihilfen としてナチス人口政策の主要な一支柱をなすものであるが、特に官吏に對しては之に平行して別途の方策が講ぜられてきた。一昨三八年七月二十七日公布の規則がその最後のものであつたが、今年一九四〇年一月二十九日には更に一段と人口政策的改善が企てられ、一九二七年一月一六日公布の官吏俸給令第一四條はこゝにその内容を一新することとなつた。いまその大要を述べれば以下の如くである。因に左記摘要は本研究所北岡企畫部長の質問に對する獨逸大使館ノイラト氏の回答によるものである。

- 一、官吏はその公生子女の凡てに對して彼等が滿二十四歳に達する迄の間子供手當としての割増俸 Kind-erzuschläge を受けとる。その金額は毎月
 - 第一子に對しては 一〇ライヒスマルク
 - 第二子 〃 二〇 〃
 - 第三子 〃 二五 〃
 - 第四子及びそれ以後の子女に對しては (各)三〇 〃

である。この割増俸を受けとる前記條件が失はれた場合には、順次に前表中の最低率が除かれてゆく。即ち子供手當としての割増俸の適用に當つては前に之を支拂はれたことのある凡ての子女を同時に算へるわけである。

二、認知された私生子女、養子、當該官吏の家庭に引きとられたる繼子女、或は私生子女にして當該官吏がその父親たることの確認せらるゝ場合及び當該官吏が

その子女を自己の家庭に引きとれる場合又はその他の方法によりその子女を扶養し居ることの確認せらるゝ場合、乃至は特に婦人官吏が母として之を獨力扶養せざるを得ざる場合はみな公生子女と同等に取り扱はれる。

三、滿十六歳より滿二十四歳までの子女に對する子供手當としての割増俸はその子女が就學中であるか或は一定の職業に將來有給となる條件にて見習中にして且つその子女の月收四〇ライヒスマルク以下の場合にのみ與へられる。

就學又は職業見習の終了がアルバイトデイーンスト或は兵役義務の爲に滿二十四歳を超える場合は前掲第一項中の年齢制限は之に相應する期間だけ延長せられる。以上

尙、以上の改正俸給令を二昨三八年九月二十七日の公布規則と較べてみるとその人口政策的改善の跡は極めて顯著で、第四子に對する割増俸は月五ライヒスマルクの増額となり、又多數の子女が生長して順次に本割増俸給與の條件を變へてゆく場合之に應じて順次その最低率分を落してゆくようになった。更に就學又は職業見習中の子女に對しては年齢制限を滿二十四歳まで延長されたことも改善の一つといへよう。なほ從來はその子女滿十六歳を過ぎて後にもこの割増俸給與に與り得るにはその子女の月收三〇ライヒスマルクを超えざることとを條件としてゐたが、今般の改正は之を月四〇ライヒスマルクに引き上げたわけである。

米國人口協會第八次年會の開催

米國人口協會の第八次年會は本年五月ノース・カロライナ大學で開催され、「現下の人口問題調査」に就い

て討議されたが、同會議席上 A. J. ロトカが The Trends of the Birth Rate by Age of Mother and Order of Birth なる題下に發表した一九二〇—三七年間に互る全國出生率の分析によると、出生率の底を備いてゐた一九三三年以後、第一子の出生は一九二五年以來未曾有の増加を見せてゐる。之は婚姻數の増加を證明するものだが、それは同じく第二子の出生に於ても一九三三年以來決定的な増加を見せてゐる事實に見ても明らかである。第三子出生の低減傾向も停止され、本調査の取扱へる最後の二ヶ年は第三子出生數は殆んど同一状態に停止してゐる。

また同じく同會議席上 P. K. ウェルブトンは Future Trends and Differentials in Profricacy Distribution なる論文に於て避妊の實行が出生率低下の主因をなすとの通説に對し、凡ての夫婦が出産を忌避してゐるわけでないことを明らかにし、大多數の夫婦は單に結婚と第一子出生との間の期間を延長し又その後の子供の數を制限しようとして望んでゐるに過ぎないと主張してゐる。

前號正誤及訂正

△九二頁下段第一五行「之に對し獨逸は一九三九年五月十七日現在で……」は之に對し獨逸はザール地方再歸屬以前の面積四六八、六二〇方料、この地域内の人口は一九三九年五月十七日現在で……」の誤り。同じく第二〇行「ボヘミア・モラヴィアの新保護領までも加へて」の前に「ザール地方、チエス・トリ、ズデーテン獨逸地方、メーメル、ダンチヒ自由市、再歸屬の舊ポーランド領及びオイペン、マルメチ、モレスネ等の新領土と更に」を挿入。

△九二頁「第三表」中世界總人口「二、一六七(百萬)は、二、一六九(百萬)」の誤。獨逸人口の世界人口に對する百分比「四・六」であるは原典の誤植の如し。計算の結果は「四・一」なる。

△九四頁中段第一四行「毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保するには」を「毎年七十五萬五千の將來二十歳男子を確保し得る爲には」と訂正。